

# 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の助成について

里帰り出産等のため、船橋市と契約をしていない医療機関や助産所で、妊婦一般健康診査（妊婦健診）受診票や新生児聴覚スクリーニング検査（新生児聴覚検査）受診票を利用できずに妊婦健診、新生児聴覚検査費用を支払った場合は、市に申請をすることで助成を受けることができます。⇒以下、この方法を「償還払い」の手続きといたします。

助成の対象

- ・**妊婦健診** …船橋市に住民登録をしている時の健診が対象。（船橋市の受診票を交付された日からの受診に限る）
- ・**新生児聴覚検査** …令和3年4月1日以降出生し、受診日当日に船橋市に住民登録がある  
（※初回検査のみ）
  - ①妊婦が出産した生後50日以内の赤ちゃん
  - ②生後50日以内（妊婦と住民登録が別）の赤ちゃん のどちらか
 （※検査方法は、自動ABR・ABR・OAE のいずれか/公費負担額 3,000 円上限）

## 【申請について】

- ・必要書類を持参の上、なるべく早く申請をしてください
- ・申請期限は、**妊婦健診、新生児聴覚検査受診後、2年以内**です。（※各受診日の2年後まで）
- ・できるだけ、すべての妊婦健診、聴覚検査を受診した後に、一括して申請をお願いします。  
（※ただし、市外に転出予定の方は、転出前に申請してください。）
- ・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額を振り込みます

## 【必要書類】

妊婦健診	新生児聴覚検査
1. 母子健康手帳 2. 領収書 氏名、診療年月日、医療機関名、妊婦健診費用であることが記載されていること 3. 診療明細書 4. 未使用の妊婦一般健康診査受診票 （母子健康手帳 別冊） 5. 振込先口座もわかるもの（貯金通帳、キャッシュカード等） 妊婦さんご本人名義の銀行名、店名、口座番号が分かるもの（※ 口座名義が旧姓だと振込ができませんので、申請前に名義変更をお願いします） 6. 印鑑（認印で可） 7. 検査を実施したことが分かるもの （検査結果用紙、エコー写真等） 未使用の受診票の種類により、必要なものが異なります。検査の実施が確認できない時は、基本的な妊婦健診費用の助成のみとなりますので、ご用意ください。 （・A票…妊娠初期検査、子宮がん検査 / ・B票…超音波検査 ・C-2票…クラミジア検査、HTLV-1抗体検査等）	1. 母子健康手帳（検査の結果が必要になります） 手帳の乳児の検査の記録のページに検査内容が記載されていることをご確認ください。（結果の記載がなく、結果用紙を別に貼付されている場合はそちらもご持参ください） 2. 領収書 お子様の名前、診療年月日、医療機関名、新生児聴覚検査であることが記載されていること （※お母様のご出産時の領収書と一緒にしている場合は、そちらをご持参ください） 3. 診療明細書 4. 未使用の新生児聴覚スクリーニング検査受診票 ※水色の別冊をお持ちの方の場合、受診票は綴じ込まれておりませんので不要です。 5. 振込先口座のわかるもの（貯金通帳、キャッシュカード等） 保護者名義で銀行・店名・口座番号がわかるもの。 （妊・産婦健診と同時申請の場合は、お母様の口座になります。） 6. 印鑑（認印で可）

## 【申請窓口】裏面をご覧ください。

※助成金額は未使用の受診票の金額が上限のため、**全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。**

妊娠の診断、妊娠の届出前の診察は助成の対象外です。保険診療や公費負担項目以外の検査も自己負担となります。なお、助成金額は、健診、検査を受けた年度により異なります。